

経済産業省告示第百九十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年九月三日から施行する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣 直嶋 正行

第二号中「目的で行う」の下に「取引又は行為に係る」を加え、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 非居住者（イラン政府、イランの法令に基づき設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのもの若しくはイラン国籍を有する自然人により実質的に支配されているものに限る。）との間で行う生命保険以外の保険に係る役務取引（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書第五項（e）（B）に規定する生命保険以外の保険に係る元受保険又は当該元受保

険に係る再保険（同項(㉔)）に規定する再保険をいう。）若しくは再々保険（同項(㉔)）に規定する再々保険をいう。）の引受けをいう。）であつて、イランの核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成十九年外務省告示第九十二号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百六十二号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

附則中「第三号」を「第四号」に改める。